

## 契約番号 5083000002 (1/2)

見積書提出期限 令和8年2月24日(火)午後3時まで

FAX送付先 0545-53-0909

見積参加対象者 富士市物品の買入れ等競争入札参加資格者で、富士市内の本社での登録者

営業種目 印刷製本の登録者

- |      |   |
|------|---|
| 単価契約 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本案件は令和8年度購入予定の単価契約案件です。</li> <li>予定数量及び発注・納入は目安であり、実際に発注する数量等について変動する場合がありますが、増減がある場合も同一単価とします。</li> <li>予定回数0回については、発注する際に採用する単価として見積書に記載してください。</li> <li>落札者の決定は、品目ごとではなく、全品目を1者に決定します。</li> </ul> |
|------|---|

## 令和8年度「ふじ市議会だより」年間単価契約 仕様書

## 1. メーカー及び品番、数量

品 名	予定数量	単価(税別)	予定回数	金額(税別)
ふじ市議会だより 10 頁 (4 C-4 C)	93,500 部		0回	
ふじ市議会だより 12 頁 (4 C-4 C)	93,500 部		3回	
ふじ市議会だより 14 頁 (4 C-4 C)	93,500 部		0回	
ふじ市議会だより 16 頁 (4 C-4 C)	93,500 部		1回	
ふじ市議会だより 18 頁 (4 C-4 C)	93,500 部		0回	
金額(予定数量×単価×回数)の計(税別)				

## 見 積 書

(あて先) 富士市長

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

上記のとおり見積りします。

## 〔条件〕

(太線の中を記入して見積書として提出してください。)

紙 質	再生上質紙または上質紙 ※参考資料 (環境省の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」22-2 印刷を満たすもの) <u>A判 35.0kg・白色度60%以上</u> ※富士市内にグループ企業のあるメーカー製の用紙を使用すること。	型・大きさ	A4判 (左とじ穴あけ)
文字の大きさ・インク	10.5ポイント(植物由来の油を含有したインキ)		
数 量	1回の印刷部数 93,500部(世帯数の増減により変動あり)		
印 刷	全頁フルカラー(4C-4C)	校 正	3回
紙 面 製 作 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、横書き 横書き1頁46行(1行23文字×2段) 縦書き1頁5段(1段34行、1行13文字)</li> <li>紙面構成の変更もあり。</li> <li>提供する原稿(ワード形式)、写真(JPEG形式等)をレイアウトすること。</li> <li>特集記事等のイラスト作成及びレイアウト等の編集あり(年間8頁程度)。</li> <li>写真・イラスト・題字の加工、及び表・グラフ等の作成あり。</li> <li>3校後の原稿については、議会広報委員会前日までに全頁カラー出力した見本を、5部議会事務局へ提出すること。</li> </ul> <p>※最終原稿入稿は納品日の1週間前とする。</p>		



☆富士市ではグリーン購入法に基づき環境負荷の低い物品等の購入を推進しています。

☆印刷についてはグリーン購入法の「印刷役務」の基準を満たすこと。

## 契約番号 5083000002 (2/2)

発行回数	年4回（定例会終了後1か月～2か月後発行） ① 5月1日発行号（2月定例会分） ② 9月1日発行号（6月定例会分） ③ 12月1日発行号（9月定例会分） ④ 2月1日発行号（11月定例会分）																							
頁数	年間発行予定 <table border="1" data-bbox="357 489 1453 729"> <thead> <tr> <th>頁</th> <th>規格</th> <th>回数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10頁</td> <td rowspan="5">全頁4C</td> <td>(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12頁</td> <td>3回予定</td> <td>9月1日号、12月1日号、2月1日号</td> </tr> <tr> <td>14頁</td> <td>(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16頁</td> <td>1回予定</td> <td>5月1日号</td> </tr> <tr> <td>18頁</td> <td>(注)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) …現時点での発注予定はありませんが、頁数が変更となり発注する際に採用する単価を見積書に記載してください。</p> <p>・備考欄の各号は予定であり、各号の掲載内容により頁数が変更となる場合があります。</p>				頁	規格	回数	備考	10頁	全頁4C	(注)		12頁	3回予定	9月1日号、12月1日号、2月1日号	14頁	(注)		16頁	1回予定	5月1日号	18頁	(注)	
頁	規格	回数	備考																					
10頁	全頁4C	(注)																						
12頁		3回予定	9月1日号、12月1日号、2月1日号																					
14頁		(注)																						
16頁		1回予定	5月1日号																					
18頁		(注)																						
単価	10頁の単価から18頁の単価までを2頁単位で算出																							
納品（印刷）物	<ul style="list-style-type: none"> <li>各93,500部</li> <li>各号の最終編集データ及びウェブサイト用のデータ化したPDFや表紙画像データ（JPEG）を併せて納入。</li> </ul>																							
納入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>要個別配布対応。</b>富士市の「配布文書の納品方法」に基づき、町内会ごとに指定された枚数で束ね指定の梱包・表示等を行い市役所へ一括納入。予備用として100部を納入。</li> <li>町内会及び予備用以外は議会事務局へ納入。</li> <li>束ねる紐については、紙紐等再生可能なものを使用すること。</li> </ul>																							
納期限	原則、各号発行日の15日前までに納入すること。 ※詳細な日付については、各号発行前の打合せにて決定する。																							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業を開始する前に議会事務局と打合せをすること。</li> <li>契約期間中の支払いにおいて、法令の改正その他により、消費税率が改定された場合、改定後の印刷製本等に係る消費税額については、改定後の税率によるものとする。</li> <li>不明な点については議会事務局まで随時問い合わせること。</li> </ul> <p>※仕様に関する問い合わせ先：議会事務局 倉田 TEL 55-2878</p>																							



☆富士市ではグリーン購入法に基づき環境負荷の低い物品等の購入を推進しています。  
 ☆印刷についてはグリーン購入法の「印刷役務」の基準を満たすこと。

## 環境省の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

## 2.2-2 印刷

## (1) 品目及び判断の基準

## 印刷

## 【判断の基準】

## &lt;共通事項&gt;

○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。

①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料木は、伐採による法に照らして手続が適切にあつては、その原料の原木は、伐採による法に照らして手続が適切にあつた国又は地域における森林に開くこと。ただし、間伐材により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブには適用しない。

②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおける阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部品・廃棄又はリサイクル方法を記載すること。

③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。

④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。

ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。

イ. 環境報告書等を作成・公表している事業者であること。

ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室内効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。

オ. グリーンプリントイング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。

## &lt;個別事項&gt;

## ①オフセット印刷

ア. バイオマスを含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

イ. インキの化学安全性が確認されていること。

## ②デジタル印刷

ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナー一カードリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナー一カードリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。

イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式においては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

## 【配慮事項】

- ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り量化されていること。
- ②デジタル化の推進等（DTP、CIP、DDC方式の採用等）により廢棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
- ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮していること。
- ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- ⑤印刷物の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
- ⑥紙の原料にバージンバルブが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブには適用しない。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあつても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転写する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であつて電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断の基準＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等について、古紙再生促進センター一作成、日本印刷業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考としない印刷物については、古紙再生促進センター一作成、日本印刷業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められない場合には、適用しないものとする。
- 5 判断の基準＜共通事項＞③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保管・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- イ. A又はBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます」
- ウ. C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- なお、製本加工したカレンダーであつて、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。
- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認書を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢紙等を行なうことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあつた資材を適切に選択すること。
- 7 「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石燃料系）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分

類される揮発性有機化合物)が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもつて、判断の基準く個別事項①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	ハイオマス割合	石油系溶剤割合
放葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ(放葉・オフ輪)	10%以上	25%以下
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下

備考1 インキにはOPニス及びメシウムを含む。

2 油性ビジネスフォームインキは松葉インキの基準を適用する。

8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

9 判断の基準く共通事項④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセイツ印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントング認定制度』ガイドライン」を参考すること。

10 「環境マネジメント」とは、事業者や、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これからの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくことをいい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントシステムの例としてはISO 14001、エコアクション21等がある。

11 「環境報告書等」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律77号)第2条第4項に規定する環境報告書及び環境報告書に記載すべき事項等に関する内容を含している報告書をいう。

12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

13 判断の基準く共通事項⑤くの定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルセグメント(ISO 14040及びISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」等に整合して算定したものとする。

14 「ライフサイクル全般における温室内ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室内ガス排出量の全部を認証された温室内ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という)を調達し、無効又はは償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という)」印刷物をさう。

15 オフセットに使用できるクレジットとは、当面の間、よくクレジット、二国間クレジット(JCM)、地域内J-Cレジットなど我が国の温室内ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更新的な活用を図る観点から、クレジットに係る議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

16 「グリーンプリントング認定制度」とは、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度であり、一般社団法人日本印刷産業連合会が運営する制度。「環境推進工場認定制度」とは、印刷物製造工程における環境負荷低減への取組を一定水準以上達成した中小印刷事業者(工場等)を認定・登録する制度であり、全日本印刷工業組合連合会及び東京都印刷工業組合が運営する制度。

17 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。

18 判断の基準く個別事項①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準く個別事項②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。

ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(ルール規制)」(平成23年9月1

日改訂)に適合していること。

イ. 特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリフロモモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準するものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の対象物質を特定していること(SDS(安全データシート)を備えていること)。

19 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう、また、少部数の場合はデジタル印刷を選択する等適切な発注に努めること。

20 調達を行う各機関は、印刷物の校正に当たっては、可能な限り本機校正によらずデジタル校正とし、VOC排出量の抑制に努めること。

21 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能な証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】 紙、板紙へのリサイクルに は阻害にならない	【Bランク】 紙へのリサイクルに は阻害となるが、板紙 へのリサイクルには 阻害とならない	【Cランク】 紙、板紙へのリサイクルに は阻害となるが、板紙 ににおいて阻害に なる	【Dランク】 微量の混入でも除去 することが出来ない ため、紙、板紙への リサイクルが不可能 になる
①	【普通紙】 アート紙／コード紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーベーパー(AB)*／ 樹脂合浸紙(水溶性の もの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーベーパー(B)*／ ボリエチレン等樹脂 コーティング紙／ボ リエチレン等樹脂 ミネート紙／グラン シーパー／インデ アイペーパー	【加工紙】 抄色紙／扇葉紙／ シーベーパー(C)*／ 樹脂合浸紙(水溶性の ものを除く)／ ノルマ紙／ロウ 紙／セロハン紙／合紙 ／カーボン紙／ノーカ ーボン紙／感熱紙／ 压着紙

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	真 目	基 準
デジタル化	工程のデジタル化 (DTP化) 率が 50%以上であること。	
製版	製版フィルム からの銀回収	製版フィルム から銀の回収を行っていること。
印刷版の再使用又はリサイクルを行つて		
サイクル	VOC の発生抑制	印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行つて いること。
オフセット印刷	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・湿し水循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に導入する環境に配慮した湿し水を導入していること。 ・自動布洗浄をしている、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に導入する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・廃エクス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策 を講じていること。
輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。		
製紙原料へのリサイクル	製紙原料へのリサイクル	製紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
印刷機の環境負荷低減	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
表面加工	表面加工	損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工・振動抑制	表面加工・振動抑制	アルコール洗浄 (光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム) の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工	製本加工	紙の開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		損紙等 (製本工程から発生する損紙) の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

備考) 1 本基準は、印刷服務の元請か下請かを問わず、印刷服務の主たる工程を行つては適用しない。

2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムを有する場合」を満たせばよいこととする。

3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

4 製版工程の印刷版の再使用又はリサイクル (印刷版に再生するものであつて、その品質が低下しないリサイクルを含む。) は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「クリーンプリントイング賞機材認定制度」において認定されたエコ溶剂 (湿し水) 及び洗浄剤を参考すること。

6 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した溶剂 (湿し水) 及び洗浄剤の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。  
2 \* 印の資材 (抄色紙、ファンシーペーパー) は、「環境省の「グリーン購入法」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
② 【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ (オフセットインキ)／溶剤型グラビア インキ／溶剤型フレスキンキ／インキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ ／水性フレキシオインキ	—	—
【特殊インキ】 リサイクル対応型UV インキ☆／オフセッタ用金・銀インキ／UV インキ／EBインキ／UV光インキ 【特殊加工】 OPニス	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア 用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ ／蛍光インキ 【デジタル印刷イン キ類】 リサイクル対応型ド ライナー☆	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ 【デジタル印刷イン キ類】 ドライナー	—
③ 【製本加工】 製本用金／ホッチ キス等／繊維製化EVA 系ホットメルト☆／ PUR系ホットメルト☆ ／水溶性のり	【製本加工】 製本用系／EVA系ホ トメルト	【製本加工】 クロス貼り (布クロス、 紙クロス)	—
【表面加工】 光沢コート (ニス引 き、ブレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート (PP ラミコート)／UVコート／ UVラミコート／箔押し	—	—
【その他加工】 リサイクル対応型シ ール (全離解可能粘着 紙) ☆	【その他加工】 シール (リサイクル対 応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物 (レンチキ ュラーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ (リサイ クル対応型)	【異物】 石／ガラス／金物 (製 本用ホッチキス、針金 等除く)／土砂／木片 ／プラスチック類／布 類／建材 (石こうボー ド等)／不織布／粘着 テープ (リサイクル対 応型を除く)

備考) 1 ☆印の資材 (難燃化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライナー) は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。  
2 \* 印の資材 (抄色紙、ファンシーペーパー) は、「環境省の「グリーン購入法」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

7 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

3 内容に関する問合せに当たつて必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表3 資材確認票の様式（例）

件名：	御中
成年月日：	年 月 日

資材確認票

〇〇印刷株式会社

印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙 カバー	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	—	—			
インキ類	○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
	—	—			
加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	○	A	OPニス	〇〇化学／〇〇	
	—	—			
その他	—	—			

↓	使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○	
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます		
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています		

備考）1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす印刷の件数の割合とする。

（2）目標の立て方

備考）内容に関する問合せに当たつて必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

件名：	御中
成年月日：	年 月 日

〇〇印刷株式会社

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

工程	実現	基準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムから鏡の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
オフセット印刷	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、温水循環システムを導入して いる、環境に配慮した温水を導入している、自動洗浄装置を導入している、環境に配慮 した洗浄剤を導入している、循環システムを導入している、環境に配慮 した洗浄装置や洗浄剤容器に蓋をしてい る等のVOCの発生抑制策を講じている。
印刷	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置 し、適切に運転管理している。
デジタル	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイク ル率が80%以上である。
表面加工	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行 っている。
加工	はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイ クル率が80%以上である。
その他	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙 原料等へのリサイクル率が80%以上である。
	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。